

金十部圓支給す。

 争議團員四名(一)名は中絶せり(一)名は下獄金十

 積共計料

 前(一)制に至り及衣類等の結果未の案以て受謝立寄り

 及び及式の主理以て當面謝儀の次は、遂に二十一日午

 時金三十圓を支給す。

 要求し次る以て主理

 争議團員等、其等謝儀等職費半當とし下金三百圓支給

 した。

同人協同會福岡出張所

 同人協同會福岡出張所

同人協同會福岡出張所

抗 議 書

九大内裏愛團食事都經營者草野孫美は其の使用人に對し一日僅か

 五拾錢の給料で十六時間以上の勞働を強制し或は常に暴力を以て

 威嚇し一年中休日なしに酷使して居る、然も一方消費者にはマッ

 イ物を高く賣つて不當暴利を貪つて居る。

 彼の私的生活は色魔的行動で女従業員を毒牙にかけて居る、今回

 の配達夫争議に對しても彼は歡願を聞き入れず最初から暴力に出

 て争議團を脅迫して問題を紛糾せしめた、本争議の責任は全部彼

 草野にある、我々は如斯破廉恥非道德漢草野を社會的に排撃し彼

 が如き者を神聖なる最高學府内に營業せしむる大學當局の責任を

 を問ひ更に草野を學内より放逐する事を要求する

 尙我々は九大學生及争議團の要求たる

 「草野の食事都經營の廢止と共に其の大學直營」

 を絶對に支持することを附加する